

平成30年田原本町議会第1回定例会

平成30年3月8日

(第3日)

田 原 本 町 議 会

平成30年 第1回 定例会

田原本町議会会議録

平成30年3月8日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 梶木 裕文 君	2番 山田 英二 君
3番 寺田 元昭 君	4番 村上 清司 君
5番 牟田 和正 君	6番 森井 基容 君
7番 安田 喜代一 君	8番 古立 憲昭 君
9番 西川 六男 君	10番 竹邑 利文 君
11番 吉田 容工 君	12番 植田 昌孝 君
13番 松本 美也子 君	14番 小走 善秀 君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本 定嗣 君 局長補佐 森 惠 啓 仁 君

1, 地方自治法第121条第1項の規定により出席した者

町 長 森 章 浩 君	町長公室長 植田 知 孝 君
総務部長 持田 尚 顕 君	住民福祉部長 中屋敷 晃 弘 君
産業建設部長 森 博 康 君	上下水道部長 谷口 定 幸 君
総務課長 森 里 義 則 君	監査委員 米田 隆 史 君

教 育 長	植 島 幹 雄 君	教 育 部 長	竹 島 基 量 君
会 計 管 理 者	三 浦 明 君	選 挙 管 理 委 員 会	北 田 喜 史 君
農 業 委 員 会		事 務 局 長	
事 務 局 長	中 井 良 司 君		

平成30年田原本町議会第1回定例会議事日程

3月8日（木曜日）

○開 議（午前10時）

○総括質疑（議第2号より議第23号までの22議案について）

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○議長（植田昌孝君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

総括質疑（議第2号より議第23号までの22議案について）

○議長（植田昌孝君） 今期定例会に一括上程いたしました議第2号、平成30年度田原本町一般会計予算より議第23号、損害賠償の額の決定についての22議案について、去る5日に行われました町長の提案理由の説明に対し、総括質疑を許します。

質疑ありませんか。11番、吉田議員。

○11番（吉田容工君） それでは、質問させていただきます。

何件か通告をさせていただきました。議第9号が広範囲にわたりますので、第20号からさせていただきますと思います。

第20号は、田原本町ごみ処理施設整備基金条例を廃止する条例ということになっています。

これまで16億円か幾ばくかを積み立てて、やまとクリーンパーク建設と、清掃センターの建設等で幾らか使われて、残った分を基金から外すということだと思えます。その点で、これまで幾らの金額をどういうふうにご利用されてきたかという中身のご説明をお願いします。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） それでは、議第20号のごみ処理施設整備基金条例の廃止をする条例のご質問にお答えをいたします。

ごみ処理施設の整備に要する経費の財源に充てるため、基金を設置しております。平成17年度から毎年2億円ずつを積み立て8年間で16億円、それから利息でございしますが、1,800万円で、基金総額は16億1,800万円となるものでございします。

その基金の活用でございしますが、広域ごみ処理施設建設負担金が24億1,000

万円、そのうち地方債を除く残りの一般財源のうち、約3億9,300万円を充当いたしました。

もう一つの事業でございますが、中継施設建設事業の事業費が10億8,200万円で、地方債を除く一般財源の6億9,900万円を充当したもので、合計約10億9,200万円を基金から取り崩しをいたしましたものでございます。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 前回でしたか、議会の中でこの基金をごみ焼却施設の解体工事等にも使えないのかという質問をさせていただいたところ、使うことはできますという話がありました。その点では、今回基金を廃止して減債基金に入れるということでは、残りの金額全てを建設費、中継地とやまとクリーンパークの借り入れの償還に使うということになるのか、幾ばくかの分がごみ焼却施設解体の費用に使われるのか、それとも使われたのか。さらには、解体の費用はどういう形の資金調達になっているのかということをお教えください。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 今のごみ処理施設の整備基金を廃止いたしまして約5億2,600万が残となるわけでございますが、今回の議会に減債基金の積み立てという形でご提案をさせていただいております。ですので、残った分につきましては全て広域ごみ処理施設、それから中継施設の地方債の発行に対しての償還に充てていくということでございます。

そこで、旧清掃工場の財源にこれを使うのかということですが、これは使用いたしません。旧清掃工場解体につきましては、別の地方債を活用すると考えております。（「どのぐらいの借り入れになるのですか、3億ですね、契約は」と吉田議員呼ぶ）

ちょっと正確な数字はありませんけれども、旧清掃工場については別の地方債を活用するというところでございます。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） どのぐらいの金額か教えてもらえますか。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 確認させていただきます。すぐ出ます。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） では、第19号に移ります。

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例と。これは昨年一旦改正されて、また今回改正と。その改正の全体像を説明してください。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 議第19号の消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例のご質問にお答えいたします。

まず、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律に規定がございます扶養手当額が平成28年11月に改正をされまして、配偶者は月額1万3,000円であったものを平成29年度では1万円に、平成30年度以降では6,500円に減額になる。そのかわりといいますか、子につきましては月額6,500円から、平成29年度は8,000円、平成30年度以降は1万円に増額をされるというところでございます。これに基づきまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が平成29年に改正され、また新たに平成30年にも改正されたことに伴いまして、条例を改正するというところでございます。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 今の話からしますと、扶養手当が1万3,000円から1万円、6,500円と減ってきて、8,000円、1万円にまた増えるんだという話ですね。それに伴って変更するということは、今回は333円が217円に減るということですよ。217円に減ったら、また今度は上がるということなんですか。今の説明だったらそう感じるんですけども、そこはどうなんですか。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 扶養手当でございますが、配偶者、それから子、それから消防団員の孫、祖父母、それから兄弟等がございますが、今申し上げておりますのは、配偶者に係る扶養手当が減額になる、逆に子どもの扶養手当は増になるということに伴うものでございまして、配偶者につきましては、今29年度が333円でございますが、これが30年度以降は217円に、逆に子につきましては、今267円でございますのが333円という形になります。

孫、それから祖父母、兄弟等につきましては、217円に変更はございません。

ただ、一部配偶者、子どもがない場合の加算300円等につきましてはなくなりま
すので、簡単に申し上げますと配偶者の加算額が217円、それから22歳に達す
るまでの子に係る扶養手当は333円、それ以外の扶養に係るものについては217
円、これは30年度以降、この数値になると承知をいたしております。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） もう一回最初の説明をしていただけますか。なかなか理
解しにくい。基本的には、補償額が増えるのか減るのかというと、減るんじゃない
かなと思いますが、そうでもないですか。その辺はどうなるか、説明してくださ
い。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 国家公務員の給与の改正でございますが、平成28年の
段階では配偶者が月額1万3,000円ございました。29年度は1万円に減額、
それから30年度以降では6,500円に減額になります。6,500円が月額で
ございますので、これを日額にいたしますと約217円という形になります。

逆に子につきましては、6,500円だったものが29年度は8,000円、そ
れから30年度以降は1万円に増額になりますので、1万円を30日で割りますと
333円という形で、扶養手当で配偶者の分が減るかわりに子の分が多くなった
という形の改正でございます。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） それでは第14号、ふるさと応援寄附条例について聞かせ
ていただきます。

この改正は、唐古・鍵遺跡史跡公園が完成したということで、その項目を減らす
という説明を受けています。その変更内容とともに、今ふるさと応援寄附金を、田
原本町はどういう取り扱いをしているかということをお伺いしたいと。業者に取り
扱いをお願いしていると、そうしたらコスト的にどのぐらいの負担がかかっている
のかということがわかるように説明してください。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） それではお答え申し上げます。

すこし補正予算のほうとかぶる部分もございますが、まずは先ほどお尋ねがあり

ました応援寄附金に係るコストでございます。まず、一括業務代行という形で2社に業務代行をお願いしております。それに係りますコストにつきましては、新年度予算でも計上しておりますが、おおむね寄付金額の50%ということになっております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 29年度は業務委託料154万7,000円で契約されたと思います。50%ということは、その契約の中身がわかりませんが、基本契約があると、あと実績があったらその15%ぐらいを渡すということになっているのか、154万7,000円という金額で1年間いくとなるのか。

それともう一つ聞きたいのは、本当にこれが効果があったのかということです。まとまったお金が入ったときに、その業者に委託していなくても入ってくるお金だったら、いわばそのコストは無駄なお金ということになるのかなと思っています。その点では、その辺の業者との契約の内容と、例えば今年幾ら寄附がされて、そのうちの小口でたくさん集まったのか、大口で集まったのかと、それは業者へ委託した効果なのか、それとも別の要因で入ってきたのか、そこをちょっと教えてください。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） お答えいたします。

まず、業務代行の経費でございますが、契約の中では業務代行手数料といたしまして、実際にあった寄附金額の、業者によって若干変わりますが、平均しますと12.5%ぐらいになります。50%というのはお礼品、それからお礼品の送料、寄附金のお礼状の送付料等を含めましておおむね50%ということで積算しております。

それから、効果があったかということと寄附金の状況でございますが、ちょっと議案が変わりますけれども、増額補正させていただいた大口の寄附が2件、700万ございました。それからふるさと応援寄附の業務代行をしていただくのが、去年1社でスタートしたんですが、ことし2社になりまして、またお礼品の種類にイチゴ、メロン等の人気商品、これも加わりまして、2月末時点で個人からの寄附額が

721件の852万円となっております。前年度と比較して大きな増加傾向となっておりますことから、基金への積立金の見込み額1,650万円の不足額を今1,400万円補正させていただくんですが、業務代行になりまして大きく効果があったと考えております。

以上でございます。（「大口っていうのは、それは影響あったんですか、なくても増えたのではありませんか。そこを聞いたんですよ、私」と吉田議員呼ぶ）

大口の700万円につきましては、直接これに起因するものではございませんが、昨年度の実績でいきますと、個人の分が49万円でした。ことしは2月末現在で852万円となっておりますので、効果があったということで考えております。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 聞きたいのは、大口の700万円の寄附、これについても12.5%払わなければならないのではということです。それがなかったら、そのまま全額700万円というお金を使えたと、お礼品はまた別として。その点では大きなコストになっているんじゃないかと思っているのと、この12.5%といたら、154万7,000円で足るのかというところですよ。先ほどの私の質問に対しては、実績の平均12.5%とおっしゃってましたんで、固定の委託料プラスアルファじゃなくて、もともとプラスアルファだけなんですよね。ですからその点では、29年度は154万7,000円で足るんですかと。それとも、その足りない分は来年度、30年度でそれを支払うことになるのかと、ここがちょっとどうなっているか教えてください。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） お答えいたします。

まず、700万円の大口の手数料につきましては、大口につきましては手数料の計算の中から除外するというような契約を結んでおりますので、これについては手数料はかかっておりません。

それから、そういう経費の不足分、確かに当初予算の分では不足しております。その分につきましては、既存の予算の中で流用の対応をさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 次は、第12号、税条例の一部改正する条例ということです。

お伺いしたいのは、今回は主に2つの改正、1つは法人税率の引き下げということと、軽自動車税が種別割と環境性能割という2本立てになるということを知っています。

法人税率の引き下げの実施は、平成31年でしたか、その実施の時期と消費税の値上げが連動しているという説明ですので、消費税の増税が延期あるいは廃止となった場合の対応をどうするのかということと、軽自動車税の種別割と環境性能割、これの違いと、環境性能割という点では、自動車取得税がなくなって性能割になったと聞いているんです。自動車取得税がなくなるということは、軽自動車取得税も一般の自動車取得税もなくなるのか。そして県のほうから自動車取得税に応じた負担金といいますか、町は県から自動車税割というのをいただいていますので、それがこれによって増えるのか減るのか、そこをちょっと教えてください。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） それでは、議第12号の税条例の一部を改正する条例のご質問にお答えを申し上げます。

まず、法人税の改正の時期でございます。これは消費税率が10%へ引き上げされる時期に合わせてということでございますので、31年の10月1日以降に開始する事業年度から適用になるということでございます。それから、仮に消費税の増税が延期もしくは廃止になった場合ということでございますが、当然それに合わせて本町の条例も改正をする必要がございます。

それから、軽自動車税の関係でございますが、まず、現行軽自動車税につきましては1種類でございました。その現行の軽自動車税の名称が種別割という形に変更になりましたが、その税の額等は変更はございません。現行の軽自動車税というのが、まずは種別割という名称に変更になったということでございます。

それから環境性能割というのが、これ新たに軽自動車の中にもう一種類が増えたということでございまして、これは消費税の廃止に伴いまして31年、これも10月1日に、県税としての自動車取得税が廃止になるということでございまして、そのうちの軽自動車税分が市町村の税金になるということでございまして、ご質問の

普通自動車税については都道府県税として残るということでございます。

それから、軽自動車税の取得時に取得価格が50万円、免税点が50万円でございますので、50万円までの分には税金がかかりませんが、50万円を超えるものにつきまして、環境の性能に応じた税率を適用して、本町を定置場とする軽自動車税の取得税が納税義務となるものでございます。

それから、今現在の制度で県から自動車取得税交付金というものがございます。これにつきましては、普通自動車それから軽自動車の取得時にかかる税収の95%のうちの0.7%ですので、66.5%が県内の市町村に交付されるものでございまして、28年度での本町の自動車取得税の決算額につきましては2,240万円ということでございます。これが軽自動車税も自動車税も県内の登録の分についての配分につきましては、市町村道の面積、それから延長の比率によっておのおのの市町村に配分をされるものでございます。

軽自動車税の環境性能割ということでありまして、おのおの田原本町に登録されたものは田原本町のものになりますので、当然軽自動車税の環境性能割というのは個々の市町村に入りますので、当然登録の台数によって変わりますけれども、その税収は増になります。ただ、税収の増と連動して交付税の関係がございまして、増収になった場合、75%は減収になるということでございますので、実質はその軽自動車税の25%相当が、制度としては増になります。

もう一つつけ加えますと、環境性能割の軽自動車税分は今まで自動車取得税となっておりましたが、今後は自動車取得税の廃止があるんですけれども、普通自動車の分については従来どおりの配分となると承知いたしております。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 今回はエコカーといいますか、電気自動車等は環境性能割はゼロですよ。ですから今までほどの取得税の収入になってこないんじゃないかと。31年、32年ぐらいの自動車の状況はわかりませんが、だんだんそういう車が増えてくると、全体の取得税がそういう安い方向に行くんじゃないかと。今までは、取得税はこれだけですと、環境性能のいい分、燃費の高い分はまけてあげますよというところから、初めから税率がゼロですよというところになってくると、その点では増えるというよりは減る方向になるのかなと思います。税収としては大

変だと思えます。

あともう一つ、取得税なんですけれども、直接車を買う、買った人が、私が買ったなら私の名義ですから私が取得税を払うとなりますよね。ただ、今、そうじゃなくて、私、お金ありませんのでトヨタからリースをします、名義はトヨタですよ。私がそれを使用しますよと、その間リース契約払いますよと。これは取得はしていませんよね。リースでお借りしていると。この場合は環境性能割というのは発生するのかどうか、教えてください。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 現行の自動車取得税が軽自動車税に変わるということをございまして、リースの場合は会社です。（「だから発生しないということですか」と吉田議員呼ぶ）

それは会社のほうで、会社の取得のタイミングになります。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） それでは第9号について質問させていただきます。

ふるさと応援基金についてはもう先ほど答弁いただきましたんで、いいと思います。

式典等委託事業200万円、繰越明許されています。その要因というのを教えてください。

それから、学校施設長寿命化計画策定事業の総額も繰越明許されていますので、それについても説明をお願いします。

あと田原本幼稚園駐車場整備事業、これも繰越明許されています。総額は幾らで、なぜ遅れているのかという要因を説明してもらえますか。

最後に、奈良県フットボールセンター整備補助事業に係って、これも繰越明許されていて、サッカーコートをもう一面つくるということになっています。そこでこの整備事業の総額と、なぜ田原本町がお金を負担するのかと、その後何らかの田原本町の収入が増えるのかというところもあわせて説明をお願いします。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） それではまず、式典等委託事業に係る200万円の繰越明許の要因ということをございます。

オープニング式典につきましては、道の駅と史跡公園のいわゆる竣工式でございます。当初は年度末に予定していたところでございますが、史跡公園の整備工事が3月いっぱいまでかかる見込みであること、それから道の駅についても、工事完了後3月中は開業準備の期間が必要であることから4月に挙げることにしたものでございます。両事業とも、事業自体は3月末には全て完了するものでございます。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） まず、長寿命化計画策定業務委託料の総額でございますが、事業費の総額は2,260万4,400円でございます。

次に、田原本幼稚園駐車場整備事業の総額でございますが、事業総額は、用地取得から設計、工事請負費を含めまして、全てで4,036万7,580円でございます。

次に、繰り越しの理由につきましては、用地取得に係る譲渡所得等の課税の特例の適用に当たり、税務署との協議及び審査に不測の日数を要したため、その後の実施計画や工事にも遅れが生じたことなどから、工期内の竣工を見込めないためでございます。

次に、フットボール協会でございますが、まず、フットボールセンターの整備事業はなぜ本町が補助するのかということですが、スポーツ振興及びスポーツ環境の充実を図るため、奈良県サッカー協会に対し、フットボールセンターのサッカーグラウンド等の整備事業に要する経費について補助を行うものですが、このフットボールセンターは、本町の第4次総合計画基本構想の健康・交流エリアであるしきのみちはせがわ展望公園、中央体育館、健民運動場等のエリアに立地しており、これらとともに町民の方々の健康づくりと交流を促進する場となるものと考えており、奈良県などとともに補助をするものでございます。

特に収入という具体的な金額はございませんが、このフットボールセンターが整備されることにより、2面目のグラウンドを有することというのは全国でも余りないということで、将来的には全国規模の競技会の開催を目指すこのフットボールセンターには、県内外のサッカー愛好者が訪れる機会が増え、田原本町がサッカーのまちとして地域ブランドを持って、また唐古・鍵史跡公園、道の駅などへの集客が見

込めるものと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） フットボールセンターへの整備補助なんですけれども、整備の総額というのはどのぐらいかかるのかという点と、整備されるのはどこがされるのかと、もともとは県の土地ですので、県と田原本が補助するという話をされましたが、その点ではそのうちのどれだけを県が補助するのか説明をお願いします。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 失礼しました。総額につきましては1億9,440万円と聞いております。補助の割合につきましては、奈良県が7,500万円、日本サッカー協会が7,500万円、本町が1,000万円、あと寄附金等、残りの分は奈良県サッカー協会が負担されるとのことでございます。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 2億もかかるんですね、土地の購入なしでも面整備で。すごいですね。

先ほど部長もおっしゃいましたけれども、サッカーのメッカにするというような意味かなと思うんです。特にスペインの強豪のバルセロナが、あそこでサッカー教室を開くという新聞報道がされています。その点では、田原本という名前がそういう明るい情報の中に出てきたのはうれしいなと思うんですけれども、そういう取り組みとの兼ね合いではどういう使い方ができるのかということの説明をお願いします。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 特に今ご紹介いただきましたバルセロナのサッカー教室に参加するということはできないんですが、本町の防災、災害復旧・災害復興活動の拠点としての優先使用、さらに町主催等のサッカー教室、園児の体力づくり、高齢者のグラウンドゴルフ等、各種イベント等の会場としての優先使用やこれらに係る使用料の減免、駐車料金等の免除等について、同協会とは覚書を交わしております。（「もっと明るい話しをしてくれませんか。サッカーで田原本をPRするとか、そんな話はないのですか、期待したんですけれど」と吉田議員呼ぶ）

まだそこまで話はありません。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 先ほどのごみ処理施設整備基金条例のご質問でございます。その中で旧清掃工場の解体の地方債の予算額ということでございまして、予算額につきましては、29年度、30年度の2カ年でございますが、約3億2,500万の予算を計上するということでございます。（「それで起債は幾らになるのですか」と吉田議員呼ぶ）

事業費の100%が起債でございますので、3億2,500万でございます。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、総括質疑を打ち切ります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これにて散会いたします。ありがとうございました。

午前10時30分 散会